

67—05.1 P

取消理由通知

1. 取消理由通知（特 § 120 の 5）の趣旨と種類

(1) 取消理由通知の趣旨

取消理由通知は、特許を取り消すべき旨の判断となった場合に、合議体の判断を示し、意見書の提出及び訂正の機会を特許権者に与えるものである。

(2) 取消理由通知の種類

取消理由通知には、運用上、通常 of 取消理由通知と、特許を取り消すべき旨の決定の前に、訂正の機会を特許権者に与えるための取消理由通知（この章 67 において「取消理由通知（決定の予告）」という。）（→67—05.5）の 2 種類がある。

2. 取消理由通知の手続

合議体が審理し、特許を取り消すべきと判断したときは、特許権者に取消理由を通知し、相当の期間（標準 60 日（在外者 90 日）→25—01.4）を指定して、意見書の提出及び訂正の機会を与える。特許異議申立人には、取消理由通知を送付しない（後に特許権者から訂正の請求があった場合は、特許権者に通知した取消理由を記載した書面が送付される（特 § 120 の 5⑤））（67—05.4）。なお、特許権者は、取消理由通知書に記載された取消理由について意見すれば足り、特許異議申立書又は特許異議申立人から提出された意見書や審尋に対する回答書に記載された理由及び証拠に対して意見を述べる必要はない（→67—05 の 2.(3)）。取消理由を通知するときは、特許権者が意見書等を提出する場合に必要な副本の数（特許異議申立人の数＋参加人の数＋1（審理用））を指定する（特施規 § 4、特施規 § 45 の 6→特施規 § 50 の 4）。

3. 取消理由通知の検討

- (1) 審理にあたっては、全ての特許異議の申立ての理由及び証拠について検討する。また、必要なときは、職権により、特許異議申立人が申し立てない理由及び証拠についても審理を行う（→67—05の3.(3)）。
- (2) 取消理由を構成できないときは、特許を維持すべき旨の決定（この章67において「維持決定」という。）をする（→67—06の3.(2)）。
- (3) 複数の取消理由を構成できるときは、原則として、これらを全て取消理由とする。また、適用条文が異なる取消理由については、それぞれの適用条文について取消理由とする。
- (4) ただし、上記(3)において、複数の取消理由を構成できるときは、事件全体の効率的・合理的な解決が図れるように、事案に応じた適切なものを選び、取消理由とすることもできる。この場合、複数回の取消理由通知や特許取消決定の取消判決が確定した後に再度別の理由による取消決定をすることがないように、特許請求の範囲が減縮される可能性があることも考慮しつつ、理由及び証拠を検討する。
- (5) 合議体は、合議体としての認定及び判断を取消理由通知書に記載する。異議申立書に記載された取消理由に係る特許異議申立人の主張を、記載箇所（ページ、行）を示すのみで引用することは、合議体の認定及び判断が示されていないと解されるおそれがあるため、行わない。ただし、異議申立書に記載された証拠等の説明については、合議体としての認定の根拠として必要なときに限り、引用することができる。

(改訂 H30.9)